

## 夏季期間中における軽装執務の実施について

### 1 趣旨

例年、夏季期間中においては、気温の上昇とともに、執務室内の環境が悪くなるなど、職員の業務効率の低下が懸念されることから、本年度においても夏季における業務効率の維持を目的として、軽装執務を実施する。

なお、軽装執務は、あくまでも業務効率の維持を目的とするものであり、実施にあたっては、常に節度のある服装を心掛け、市民に不快感を与えないよう留意するものとする。

### 2 実施期間

平成25年6月1日(土)から9月30日(月)までの4か月間を実施期間とする。

### 3 対象

臨時・嘱託職員を含めた全職員を対象とする。

### 4 職員の服装

- (1) 執務時間中は、ネクタイ及び上着の着用はしないことを可とする。
- (2) ポロシャツの着用については、白色または無地などの華美にならず節度のあるものであれば可とする。なお、裾出し出来るようにデザインされているものについてのみ裾出しを可とする。また、背広のズボン以外でも相手に不快感を与えないチノパン等であれば可とする。
- (3) 女性職員については、夏季・冬季を問わずノースリーブやミニスカートのような肌の露出の多いものや、Tシャツやジーンズ、レギンスのようなカジュアルすぎるものは不可とし、色やデザインなどにも注意を払い節度ある服装とする。

### 5 その他

- (1) 男性職員については、行事や職員以外が出席する会議などにおいて、ノーネクタイが儀礼上又は対外的に不適切と考えられる場合には、従来どおりネクタイを着用すること。
- (2) 記名章は必ず着用すること。

### 6 来庁者への周知

来庁者等を取組内容を周知するため、次の内容を庁舎内に掲示する。

来庁者の皆様へ

岩見沢市では、仕事のしやすい環境づくりを目的に6月1日(土)から9月30日(月)まで、職員は「夏季期間中における軽装執務」を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。